

家庭用品品質表示法 電気機械器具品質表示規程（電気冷蔵庫）の一部
を改正する消費者庁告示案について（概要）

平成 27 年 11 月 6 日
表示対策課

1. 家庭用品品質表示法の概要

家庭用品品質表示法（昭和 37 年法律第 104 号。以下「家表法」という。）は、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図り、一般消費者の利益を保護することを目的とし、その対象となる家庭用品を指定し、品質に関わる事項を表示の標準として規定している。

2. 改正趣旨

平成 27 年 6 月に「電気冷蔵庫」に関する日本工業規格（以下「J I S」という。）の改正が行われたことに伴い、今般、家表法第 3 条第 1 項の規定に基づき定められた電気機械器具品質表示規程（以下「表示規程」という。）の電気冷蔵庫における表示の標準となるべき事項に関して、J I S を引用している記述について、所要の改正を行うものである。

なお、家表法においては、経済産業大臣は、表示の標準となるべき事項が定められる（変更される）ことにより、家庭用品の生産又は流通の改善が図られると認めるときは、内閣総理大臣に対して、当該事項の案を添えて、その策定を要請することができる旨が規定されている（家表法第 3 条第 4 項及び第 5 項）ところ、本改正は、経済産業大臣からの要請を受けて行うものである。

3. 改正内容

（1）電気冷蔵庫に関する J I S の改正内容

平成 27 年 2 月、電気冷蔵庫に係るエネルギー消費効率についてより使用実態を反映した精度の高い表示ができるよう、日本の提案により、消費電力量試験方法に関する新しい国際規格が発行された。これに合わせて、扉開閉回数や周囲温度を変更するなど消費電力量測定方法が改正された J I S C 9801-3 (2015) 及び J I S C 9607 (2015) が新しく公示された。表示規程においては、定格内容積及び消費電力量の表示について J I S を引用しており、J I S の名称と消費電力量の許容範囲に改正が生じる。

(2) J I S 改正に伴う表示規程の改正内容

電気冷蔵庫 の表示規程	現行	改正案	変更点
定格内容積			
①表示	日本工業規格 C 九八〇一	日本工業規格 C 九八〇一 (三)	J I S の名称変更 に伴う形式的変更
消費電力量			
②表示	(上記①と同じ)	(上記①と同じ)	J I S の名称変更 に伴う形式的変更
③許容範囲 (※)	表示値の + 1 5 %	表示値の + 7 %	J I S の内容変更 に伴う整合化

※ 消費電力試験方法の変更に伴い J I S C 9607 が改正され、消費電力量の許容範囲が 115% (プラス 15%) から 107% (プラス 7%) に縮小された。

4. 今後の予定

平成 27 年 11 月 : 消費者委員会への諮問・答申
 平成 27 年 12 月 : 経済産業大臣への協議
 平成 27 年 11 月～平成 28 年 1 月 : T B T 通報 (2 か月)
 平成 27 年 12 月～平成 28 年 1 月 : パブリックコメント (1 か月)
 平成 28 年 3 月 : 改正告示の公布及び施行

なお、事業者に対する周知及び準備のため経過措置を設け、施行後約 1 年間に表示が行われるものについては、従前の例によることができるとする予定である。

< 添付資料 >

- 参考 1 経済産業大臣からの要請文書
- 参考 2 電気機械器具品質表示規程の一部を改正する告示案 新旧対照条文
- 参考 3 家庭用品品質表示法 (抜粋)

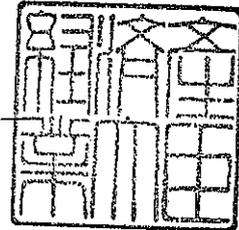
経済産業省

20150918 商第 17 号

平成 27 年 10 月 1 日

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿

経済産業大臣 宮沢 洋



家庭用品品質表示法第 3 条第 4 項及び第 5 項の規定に基づく要請

家庭用品の品質に関する表示の適正化を図るため家庭用品品質表示法第 3 条第 4 項及び第 5 項の規定に基づき、別紙のとおり表示の標準となるべき事項を変更することを要請します。



電気機械器具品質表示規程に係る表示の標準となるべき事項の変更に関する要請について

I. 変更の要請の背景及び理由

家庭用品品質表示法（以下「家表法」という。）は、一般消費者が製品の品質を正しく認識し、その購入に際し不測の損失を被ることのないように、事業者に対し同法施行令で指定された家庭用品について品質に関する表示を適正に行うよう要請し、一般消費者の利益を保護することを目的に制定された法律である。電気機械器具は同法の表示の対象製品であり、同法に基づく表示すべき事項（表示の標準となるべき事項）は「電気機械器具品質表示規程（以下「表示規程」という。）」として規定されている。

今般、表示規程で引用している日本工業規格（以下「JIS」という。）について改正が行われたため、表示規程において引用している記述及び測定試験における数値の許容範囲について、現行の JIS 規程との整合性を図るための変更を行う必要があると考えられることから、家表法第三条第四項の規定に基づき、当該事項の変更を要請する。

II. 変更の概要

1. 背景

エネルギー使用の合理化等に関する法律に基づく経済産業省告示「電気冷蔵庫のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等」（以下、「判断基準」という。）におけるエネルギー消費効率（年間消費電力量）の測定方法については当該判断基準において定められており、日本工業規格 C9801 「家庭用電気冷蔵庫及び電気冷凍庫の特性及び試験方法」（以下、「JIS C9801」という。）が引用されている。一方、その表示については、表示規程において、表示事項として「定格内容積」、「消費電力量」等が定められると共に、測定方法として、判断基準と同様、JIS C9801 が引用されている。

電気冷蔵庫に係るエネルギー消費効率の測定方法に関しては、国際整合化の観点から、日本電機工業会の主導により、JIS C9801 に規定された日本での使用実態に合った消費電力量試験方法について、日本から国際規格の IEC に提案し、2015年2月、当該内容が盛り込まれた国際規格(IEC62552-1, 2, 3)が新たに発行された。また、同年6月、本国際規格に基づく JIS C9801-3（家庭用電気冷蔵庫及び電気冷凍庫の特性及び試験方法－第3部：消費電力量及び内容積の算出）：2015（以下、JIS C9801-3 という。）が公示され、電気冷蔵庫のエネルギー消費効率の測定方法について、より日本における使用実態を反映した精度が高い表示値を示すことができると共に、統一された消費電力量測定方法に従って省エネ技術や省エネ製品を世界に普及拡大させていくことが可能となった。

こうした状況を踏まえ、総合資源エネルギー調査会省エネルギー・新エネルギー

一分科会省エネルギー小委員会電気冷蔵庫等判断基準ワーキンググループ（以下、「電気冷蔵庫等判断基準ワーキンググループ」という。）における審議を経て、同年8月、電気冷蔵庫に係る判断基準のエネルギー消費効率の測定方法についてはJIS C9801-3に規定する方法により測定した年間消費電力量とすることで了承された。

この度、判断の基準等におけるエネルギー消費効率の測定方法として、JIS C9801-3が採用されることが了承されたことを踏まえ、表示規程で定める「定格内容積」、「消費電力量」等の表示に係る遵守事項において引用する測定方法等について、現行のJIS C9801から、JIS C9801-3に改正する必要があることとなった。

2. 改正概要

(1) 別表第二（第二条関係）五（一）

別表第二（第二条関係）五（一）は、定格内容積を規定したものであるが、JIS C 9801-3の発効に伴い、「日本工業規格C九八〇一」を「日本工業規格C九八〇一（三）」と変更する。

(2) 別表第二（第二条関係）五（二）

別表第二（第二条関係）五（二）は、年間消費電力量を規定したものであるが、JIS C 9801-3の発効に伴い、「日本工業規格C九八〇一」を「日本工業規格C九八〇一（三）」と変更する。また、許容範囲も表示値の「プラス十五パーセント」を「プラス七パーセント」と変更する。

III 改正時期について

（施行期日）

1 この告示は平成二十八年三月一日から施行する。

（経過措置）

2. 平成二十九年二月二十八日までに電気機械器具の品質に関する表示が行われるものについては、なお従前の例によることができる。

（注）経過期間として、施行後1年間の猶予期間を要望。

電気機械器具品質表示規程の一部を改正する告示案 新旧対照条文
 ○電気機械器具品質表示規程（平成九年通商産業省告示第六百七十三号）（抄）
 （傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（表示事項） 第一条（略） （遵守事項） 第二条（略） 別表第一（第一条関係）（略） 別表第二（第二条関係）（略） 五 電気冷蔵庫（略） （一） 定格内容積の表示に際しては、日本工業規格C九八〇 一（三）（家庭用電気冷蔵庫及び電気冷凍庫の特性及び試験方法―第三部…消費電力量及び内容積の算出）に規定する定格内容積（冷凍冷蔵庫（日本工業規格C九六〇七（電気冷蔵庫及び電気冷凍庫）に規定する冷凍冷蔵庫をいう。以下同じ。）にあつては、全定格内容積、冷凍室及び冷蔵室の定格内容積）をリットル単位で表示することとし、この場合（冷凍冷蔵庫の冷凍室又は冷蔵室の定格内容積のうちその数値のいずれか大きいものの表示の場合を除く。）における許容範囲は、表示値のプラス・マイナス三パーセント又はプラス・マイナス一リットルのいずれか大きい方とする。</p>	<p>（表示事項） 第一条（略） （遵守事項） 第二条（略） 別表第一（第一条関係）（略） 別表第二（第二条関係）（略） 五 電気冷蔵庫（略） （一） 定格内容積の表示に際しては、日本工業規格C九八〇 一（電気冷蔵庫及び電気冷凍庫の特性及び試験方法）に規定する定格内容積（冷凍冷蔵庫（日本工業規格C九六〇七（電気冷蔵庫及び電気冷凍庫）に規定する冷凍冷蔵庫をいう。以下同じ。）にあつては、全定格内容積、冷凍室及び冷蔵室の定格内容積）をリットル単位で表示することとし、この場合（冷凍冷蔵庫の冷凍室又は冷蔵室の定格内容積のうちその数値のいずれか大きいものの表示の場合を除く。）における許容範囲は、表示値のプラス・マイナス三パーセント又はプラス・マイナス一リットルのいずれか大きい方とする。 なお、冷凍室であつて冷蔵室の冷却性能をもつ状態に切</p>

なお、冷凍室であつて冷蔵室の冷却性能をもつ状態に切り換えることができるものを有する冷凍冷蔵庫にあつては、当該冷凍室の定格内容積を前段の規定による冷凍室の定格内容積の表示の次にリットル単位で冷蔵用に切換えが可能である旨を付して括弧書きで付記すること。

(二) 消費電力量の表示に際しては、電気冷蔵庫の定格周波数ごとに日本工業規格C九八〇一(三)(家庭用電気冷蔵庫及び電気冷凍庫の特性及び試験方法―第三部・消費電力量及び内容積の算出)に規定する消費電力量をキロワット時毎年の単位で表示することとし、この場合における許容範囲は、表示値のプラス七パーセントとする。なお、冷凍室であつて冷蔵室の冷却性能をもつ状態に切換えることができるものを有する冷凍冷蔵庫にあつては、当該冷凍室を冷蔵室の冷却性能をもつ状態に切換えたときにおける消費電力量を前段の規定による消費電力量の表示の次にキロワット時毎年の単位で、当該冷凍室を冷蔵室の冷却性能をもつ状態に切換えた場合である旨を付して括弧書きで付記すること。

(三) (六) (略)

り換えることができるものを有する冷凍冷蔵庫にあつては、当該冷凍室の定格内容積を前段の規定による冷凍室の定格内容積の表示の次にリットル単位で冷蔵用に切換えが可能である旨を付して括弧書きで付記すること

(二) 消費電力量の表示に際しては、電気冷蔵庫の定格周波数ごとに日本工業規格C九八〇一(電気冷蔵庫及び電気冷凍庫の特性及び試験方法)に規定する消費電力量をキロワット時毎年の単位で表示することとし、この場合における許容範囲は、表示値のプラス十五パーセントとする。なお、冷凍室であつて冷蔵室の冷却性能をもつ状態に切換えることができるものを有する冷凍冷蔵庫にあつては、当該冷凍室を冷蔵室の冷却性能をもつ状態に切換えたときにおける消費電力量を前段の規定による消費電力量の表示の次にキロワット時毎年の単位で、当該冷凍室を冷蔵室の冷却性能をもつ状態に切換えた場合である旨を付して括弧書きで付記すること。

(三) (六) (略)

◎家庭用品品質表示法（抜粋）

（昭和三十七年法律第四百号）

（表示の標準）

第三条 内閣総理大臣は、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図るため、家庭用品ごとに、次に掲げる事項につき表示の標準となるべき事項を定めるものとする。

一 成分、性能、用途、貯法その他品質に関し表示すべき事項

二 表示の方法その他前号に掲げる事項の表示に際して製造業者、販売業者又は表示業者が遵守すべき事項

2 内閣総理大臣は、前項の規定により表示の標準となるべき事項を定めようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣に協議しなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により表示の標準となるべき事項を定めたときは、遅滞なく、これを告示するものとする。

4 経済産業大臣は、第一項の規定により表示の標準となるべき事項が定められることにより、家庭用品の生産又は流通の改善が図られると認めるときは、内閣総理大臣に対して、当該事項の案を添えて、その策定を要請することができる。

5 前三項の規定は、第一項の規定により定めた表示の標準となるべき事項の変更について準用する。

（消費者委員会への諮問）

第十一条 内閣総理大臣は、第三条第一項若しくは第五項の規定により表示の標準となるべき事項を定め、若しくは変更し、又は第五条から第七条までの規定による命令をしようとするときは、消費者委員会に諮問しなければならない。